

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業・大分県物価高騰対応プレミアム商品券支援事業

令和8年度 佐伯市物価高騰対応 プレミアム商品券(第2弾)

取扱店舗説明会資料

- ①開催日時:6月24日(水) 第1部:14:00開始 第2部:18:30分開始
開催場所:佐伯市弥生振興局 第2会議室
サテライト配信会場:佐伯市宇目振興局
- ②開催日時:6月29日(月) 第1部:14:00開始 第2部:18:30分開始
開催場所:蒲江地域コミュニティセンター 中ホール
サテライト配信会場:佐伯市あまべ商工会本所・上浦地域コミュニティセンター
- ③開催日時:7月1日(水) 第1部:14:00開始 第2部:18:30分開始
開催場所:佐伯市役所本庁舎6階 大会議室

商品券の概要(案)

No.	項目	内容
1	名称	令和8年度 物価高騰対応さいきプレミアム商品券(第2弾)(以下、商品券)
2	商品券種類	紙および電子商品券の2種 ※電子商品券実施初
3	発行総額	9億7,500万円(プレミアム分2億2,500万円を含む)
4	発行総数	15万冊(セット)(紙:12万冊、電子:3万セット)
5	発行額	1冊(セット)あたりの発行額:6,500円 【内訳】A券500円×8枚、B券500円×5枚
6	販売額	1冊(セット)あたりの販売額:5,000円
7	申込期間	令和8年8月1日(土)～令和8年8月21日(金)
8	利用期間	令和8年10月5日(月)～令和9年1月3日(日)
9	換金受付期間	紙:令和8年10月5日(月)～令和9年1月15日(金)(デジタルは自動換金)
10	購入対象者	佐伯市在住者及び大分県内在住者 (ただし佐伯市内在住者を優先)
11	購入限度	1人に対して「紙」または「デジタル」何れかを1人あたり=6冊(セット)(3万円)まで
12	販売方法	紙商品券は購入引換販売所で現金販売。電子商品券は専用スマートフォンアプリにセブン銀行ATM、BankPay支払いにてチャージ。※いずれも申込・当選した方が対象。
13	対象でない商品	たばこ、商品券・プリペイドカード等換金性の高い物品、不動産又は金融商品 等
14	利用可能店舗	佐伯市内にある小売業、飲食業、サービス業、建設業、運輸業等で、さいきプレ券発行委員会事務局(以下、事務局)に申し込みがあり、取扱店舗として認められた店舗等

A券とB券について

紙商品券・電子商品券ともに
A券(市内に本店を置く店舗のみで使用可能)
B券(市内に本店を置く店舗と市外に本店を置く店舗で使用可能)
が発行されます

商品券1冊(セット): 6,500円分

A券

4,000円分

(紙: 500円券×8枚)

B券

2,500円分

(紙: 500円券×5枚)

5,000円で購入可能(プレミアム率30%)

【ご注意ください】

店舗様によって、お取り扱いいただける商品券が異なります。

市内に本店を置く店舗のみで使える



すべての取扱店舗で使える



※商品券はイメージです。色・デザインは変更となる場合があります

商品券取り扱い厳守事項①

必ずお読みください。

	厳守事項
1	使用期間内(令和8年10月5日～令和9年1月3日)に限り、佐伯市で登録した店舗のみでご利用いただけます
2	商品券は商品の売買、サービス(役務)の提供の対価として利用可能です。
3	(紙商品券)商品券裏面に取扱店舗の店舗印・記入済のあるものは利用できません。
4	(紙商品券)商品券額面以下の利用であってもお釣りは渡さないでください。
5	不足分は現金等で受け取ってください。
6	(紙商品券)使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
7	商品返品の際には返金はできません。
8	商品券の盗難・紛失・滅失また偽造・変造・模造等については、発行者及び佐伯市はその責任を負いません。
9	「さいきプレ券」のみ使用可能です。他市発行のものは使用できません。
10	商品券(A券・B券)の使用上限は、商品購入1回の支払いにつき20万円(400枚)とします。
11	商品券(A券・B券)の使用上限を超える取引があった場合、また疑いがある場合などは、後日取引実績などの資料の提出や調査などを求めることがあります。
12	商品券(A券・B券)の使用上限を超える取引があったと発覚した場合は、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分を行うことがあります。

商品券取り扱い厳守事項②

必ずお読みください。商品券の利用対象とならないものの一覧

	商品券の利用対象とならないもの
1	現金との換金、金融機関への預け入れ
2	出資や債務、公共料金等の支払い(税金、振替代金、振込手数料、電気、水道料金等)
3	有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
4	電子マネーへの入金
5	会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものの内、有効期限が令和9年1月3日を超えるもの
6	土地・家屋購入・家賃・地代・駐車料金等の不動産に関わる支払い
7	たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
8	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業への支払い
9	特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
10	その他、佐伯市が商品券の利用対象として適当と認めないもの

※上記の禁止行為、利用対象にならないものによる商品券の利用が発覚した場合には、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分を行うことがあります。

※上記以外で、商品券の利用できないものを取扱店舗が独自に決める場合は、商品の陳列棚、店頭での掲示、その他の方法により、利用者が予め認識できるように明示してください。

取扱店舗配布物の一覧予定

取扱店舗 配布物が届きましたら、内容物をご確認ください。



【注意】取扱店舗番号通知書は、紙商品券の換金時や電子の利用状況確認に必要です。
紛失されないように保管をお願いします。

	No.	内容	数量
共 通	1	取扱店舗マニュアル	1冊
	2	取扱店舗番号通知書(A4)	1通
	3	締切日・支払予定日一覧表	1通
	4	ポスター(B2サイズ・A4サイズ)	各1枚
紙商品券	5	換金専用伝票(5枚複写)	9セット
	6	換金専用封筒	9枚
	7	商品券見本(A券・B券)	各1セット
電子商品券	8	二次元コードラベルシール	1シート(15枚付き)
	9	二次元コード用スタンド	2枚

※電子商品券に関するキットは、電子商品券を取扱う店舗様にのみお送りします。

ポスターの追加を希望される取扱店舗、また「届いたキットが不足している」、「別の取扱店のものが届いた」などの場合はお手数ですが7ページに記載してある事務局までご連絡ください。

取扱店舗運営にあたってのお願い事項

1. ポスターの掲示

さいきプレ券取扱店舗ポスター(告知ソール)は
店頭等の利用者によくわかる場所に貼って
ください。

※ポスターはイメージです。
色・デザインは変更となる場合があります。

市外本店の事業所は「**B券のみ**」
のシールを貼ってください。

ポスター(B2サイズ)



ポスター(A4サイズ)



(市内本店用)



(市外本店用)

2. 店舗独自の使用ルールがある場合の対応

店舗独自で商品券が使えない商品を決める場合など、予め利用者が認識できるようにしてください。

3. 商品券利用に関するトラブルについて

商品券利用に関するトラブル等については、原則としてマニュアル等を参考に各店にて対応をお願いします。

※不明点やその他お困りの場合は7ページに記載の「さいきプレ券発行委員会 事務局」にご相談ください。

※商品券発売当初等に店舗にてセール・特売を予定されている場合は可能な限り長期(1ヵ月以上)のセール・特売を実施していただくようお願いします。

取扱店舗に関するお問い合わせは？



取扱店舗登録時に申請いただいた取扱店舗様の情報に変更がある場合、事務局までご連絡ください。

(注意)取扱店脱退や休廃業等もお知らせください。

さいきプレ券発行委員会 事務局

① 佐伯商工会議所

〒876-0844 佐伯市向島1丁目10番1号

TEL:0972-22-1550

② 佐伯市番匠商工会

〒876-0112 佐伯市弥生大字上小倉656番地1

TEL:0972-46-0402

③ 佐伯市あまべ商工会

〒876-1202 佐伯市鶴見大字地松浦1348番地

TEL:0972-33-0217

月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土・日・祝日及び年末年始(12/28～1/3)は除く

物価高騰対応さいきプレ券(第2弾)

取扱店舗説明資料 【紙商品券】



換金受付期間：令和8年10月5日(月)～令和9年1月15日(金)

今回の紙商品券は、これまでの商品券とは違うものになります。



【変更点】

- ①商品券の右端に取扱店舗控がつきます。
- ②取扱店舗控には通し番号がつきます。
- ③お客様から預かった商品券の一番右端を「キリトリ線」から切り離し、大きい方の券を換金用に提出します。小さい半券は取扱店舗で保管をしてもらいます。
- ④事務局に商品券を持ち込む際に専用封筒に入れて持ち込んでいただきます。

※商品券はイメージです。色・デザインは変更となる場合があります。

- ⚠ 有効期間(令和8年10月5日(月)～令和9年1月3日(日))を過ぎた商品券は使用できません。
(店舗で受け取らないでください。)
- ⚠ 商品券のご利用にあたっては、1件あたりの利用上限は20万円までです。
 - 商品券は、商品の売買、サービス提供の対価として利用できます。
- ⚠ 現金との引き換えはできません。また、釣銭は出さないでください。
- ⚠ 商品券の見本と比較(色合い・偽造防止加工等)し、偽造されたものでないか確認してください。

- 下記の状態にあるものは、「使用済み」と判定されます。お客様(利用者)が提示した場合は受領できない旨をお伝えください。

- ①裏面に「取扱店舗印」が押印されているもの
- ②半券(取扱店舗控え)が切り取られているもの

} ※受領しないでください

- 商品券が汚損・破損している場合

下記の2点を満たしていることをご確認して受領してください。

- ①「通し番号」が確認できること
- ②「券面」が4/5以上残っていること

(注意)「券面」とは換金提出する「金券」部分となります。(取扱店舗様の「取扱店舗控え」は含みません)

- 誤って必要以上の商品券を切り取ってしまった場合
最初に、誠意をもって謝罪してください。その後、切り取った商品券と綴りを併せて提示すると使用できる旨を説明し、余分に切り取った商品券をお返してください。決して、現金との交換はしないでください。

※不明点は、7ページに記載の「さいきプレ券発行委員会 事務局」までご連絡をください。

①お会計(支払金額の提示)

②お客様(利用者)が商品券利用の意思表示

- ・ 利用対象外の商品購入、サービス提供への使用はお断りください。
- ・ **釣銭は出せないことをお伝えください。**

⚠ 商品券のご利用にあたっては、1件あたりの利用上限は20万円(400枚)までです。

③偽造されたものでないかの確認

- ・ 商品券を見本と色味等比較してください。
(偽造防止策:「蛍光インキ」「複写禁止地紋」「通し番号」)

⚠ 偽造と判別できた場合は、警察へ通報し、速やかに「さいきプレ券発行委員会事務局」にご連絡ください。

④お客様(利用者)から商品券の受領

- ・ 1冊お客様(利用者)から商品券綴りを渡された場合、500円券を〇〇枚切り離すことをお伝えください(**ミシン目に沿って切り離してください**)

※切り離した商品券をお客様(利用者)に確認してもらってください。お会計との差額は、現金等で受領してください。

※切り離された商品券の場合には、**裏面に店舗印が押印されていないか**ご確認ください。

※既に店舗印が押されている商品券は、使用済みのものであり、**利用できない**ことをお伝えください。



⑤商品券本体綴りとレシート等をお渡してください

- お客様（利用者）に、商品券綴りとレシート等をお渡してください。

⑥受け取った商品券を保管

- 換金手続きに商品券が必要になります。
- 大切に保管をしておいてください。



※表紙があります。
2枚目から商品券(500円券)となります。

【 注意事項】

お客様(利用者)から商品券を受領する際は、商品券冊子から切り離したものを受領してください。

※色・デザインは変更となる場合があります

①商品券の換金場所(換金窓口取次機関)

① 佐伯商工会議所

〒876-0844 佐伯市向島1丁目10番1号
TEL:0972-22-1550

② 佐伯市番匠商工会

〒876-0112 佐伯市弥生大字上小倉656番地1
TEL:0972-46-0402

③ 佐伯市あまべ商工会

〒876-1202 佐伯市鶴見大字地松浦1348番地
TEL:0972-33-0217

※佐伯商工会議所・佐伯市番匠商工会・佐伯市あまべ商工会に加入している事業者は原則、所属している商工会議所・各商工会で換金手続きを行ってください。

②商品券の換金受付期間

●令和8年10月5日(月)から令和9年1月15日(金)必着

※原則として、期間経過後の換金には一切応じられません。
ご注意ください。

③商品券の換金受付時間

●9時00分から16時00分まで

※夜間など営業時間終了後や土・日・祝日及び年末年始(12/28～1/3)の取扱はできません。ご注意ください。

④代金支払方法及び支払時期

●換金代金の支払いは、口座振込となります。

現金での換金には応じかねますのでご了承ください。

●支払いは月3回とし、換金窓口で毎月5日までに受付した場合は同月20日までに、毎月15日までに受付した場合は同月末日までに、毎月25日までに受付した場合は翌月10日までに振り込みます。

※締切日、支払い日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは例外があります。別紙「締切日・支払予定日一覧表」をご参照ください。

●換金手数料 なし

※期限[令和9年1月15日(金)]を過ぎての換金は原則認めませんが、止むを得ない理由(コロナ感染等)がございましたら、ご連絡ください。

⑤入金口座

●取扱店舗登録申請時に登録された口座に振込いたします。

⑥1回あたりの入金額の計算方法

●商品券枚数×500円」の金額を入金いたします。 (請求時の金額)

※今回、商品券の換金方法が一部変更となります。

【紙商品券換金の流れ】

①商品券の受取り

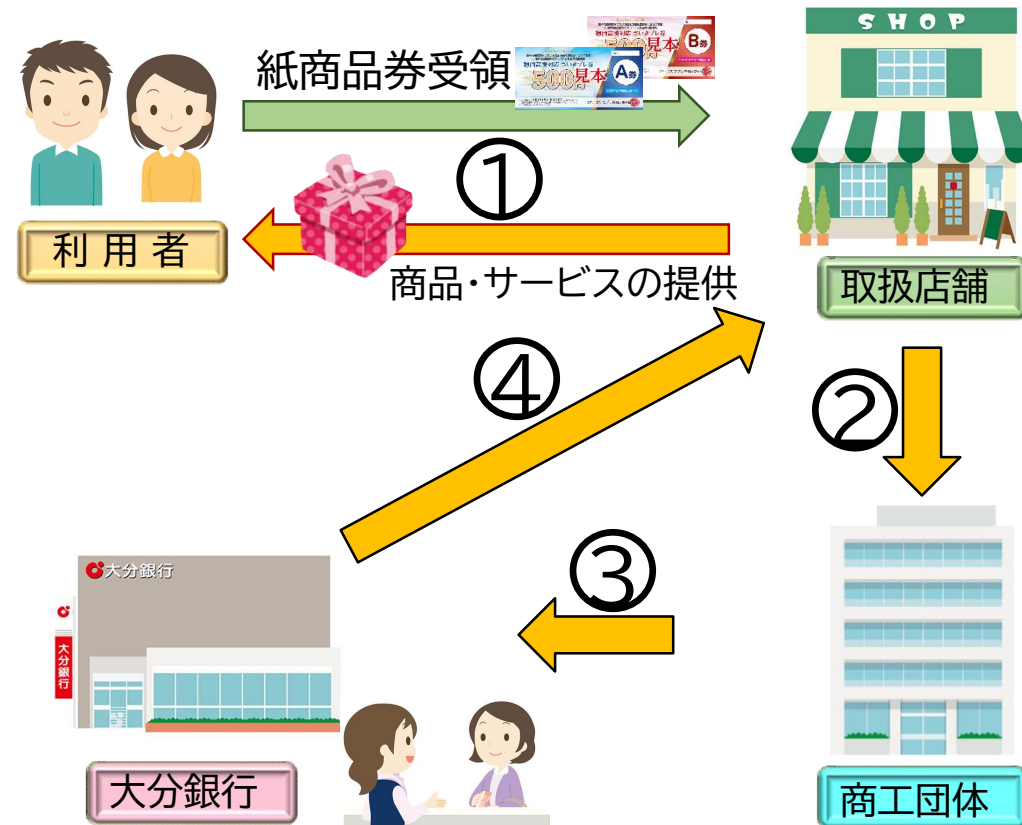
＊商品・サービスの対価として商品券を受領する

②商品券の換金受付 【取扱店舗】

- (1)換金専用封筒に商品券を封入
- (2)換金専用伝票に必要事項を記入伝票を封筒に貼り付け
- (3)商工団体(佐伯商工会議所・佐伯市番匠商工会・佐伯市あまべ商工会)に持込

③商工団体が取り纏め(数えずそのまま)大分銀行佐伯支店の窓口を持込み。

④大分銀行にて計数を行い取扱店舗へ入金する。



換金手順

①台紙から切り離す

※台紙についたままの商品券は換金できません。

②商品券裏面に「店舗印」などの処置をする

※押印欄からハミ出し可です。

「店舗のゴム印」「担当者印」など、どのような印でも結構です。

③「取扱店舗控え」を切り離し保管する

「取扱店舗控え」が無ければ異議申し立てができません。

事業終了まで必ず保管してください。

※誤って送付された場合、返却できないことがあります。

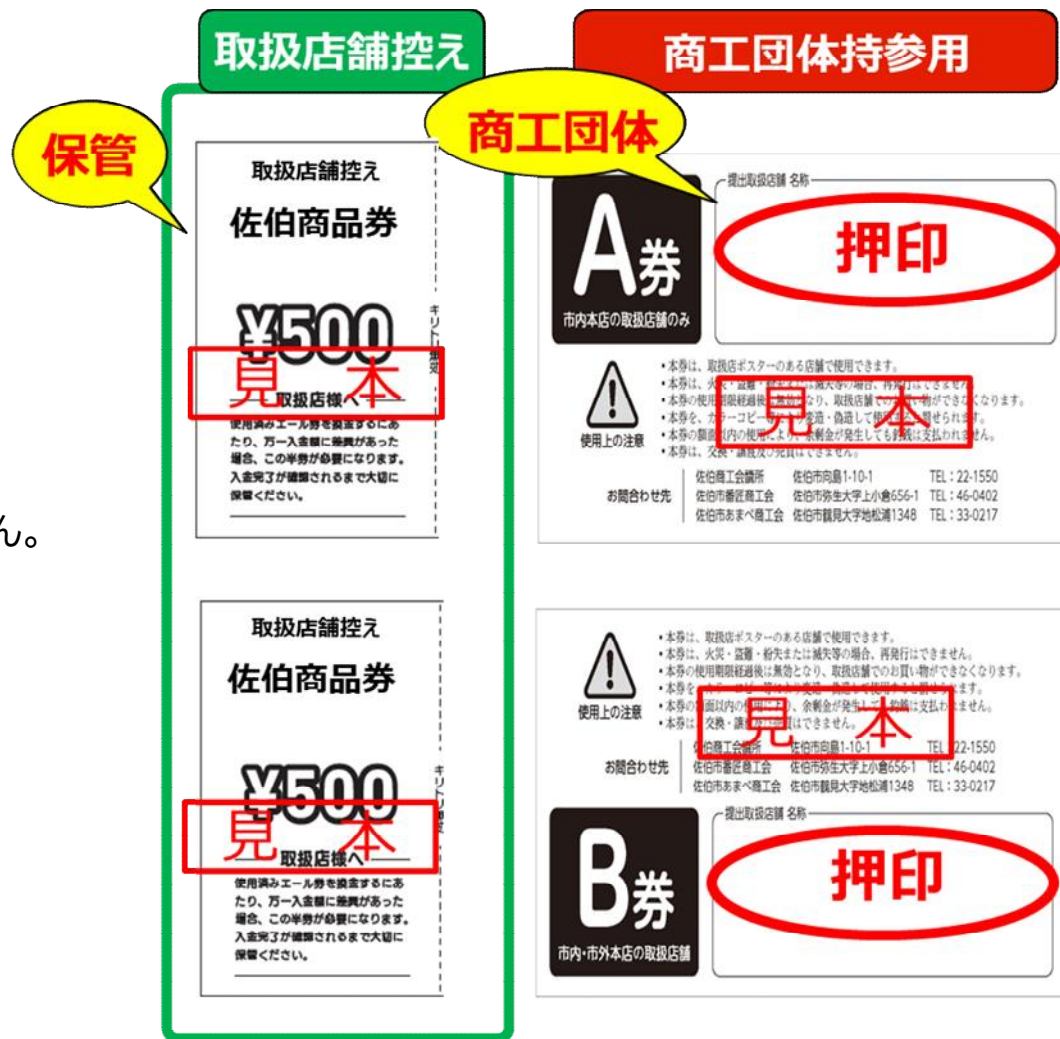
④「商品券(商工団体持参用)」を輪ゴムで束ねる

※100枚単位で束ねて換金する場合の押印ルールは、21ページをご確認ください。

⚠️※【禁止事項】

ホチキス止め、穴あけ、クリップ等は、
ご遠慮ください。

※取扱店舗控えは必ず、手元で保管をしてください。



※色・デザインは変更となる場合があります

換金手順

⑤換金専用伝票に必要事項を記入する

- ・日付
- ・取扱店舗番号(「取扱店舗に関する通知書」に記載)
- ・取扱店舗名
- ・商品券枚数・金額

※換金専用伝票は5枚複写になっています。

⚠ 商工団体窓口に持参するまで、切り離さないでください。

取扱店舗
記入事項

<ご注意>

- ・過去の商品券の換金は一切できません。
- ・商品券が、封筒に入りきれない場合は段ボールなどで代替可能です。

※段ボールに伝票を貼付してください。

換金専用伝票(5枚複写)

※(取扱店舗控)

物価高騰対応さいきプレミアム商品券 換金専用伝票

〈あて先〉
事務統括部
事務集中センター 商品券係

〈大分銀行記入欄〉 年 月 日
受領店 **見 本** 係印

日付 年 月 日 封かん 個

取扱店舗番号

取扱店名

商品券 枚 円

※この(取扱店舗)は切り取らずに 商工団体 までご持参ください。
所定の期日 に入金します。繁忙期には数日要することがあります。

※色・デザインは変更となる場合があります

換金手順

⑥輪ゴム留めした商品券を換金専用封筒に封入し封緘(ふうかん)する。

※A券・B券を一緒に封入しても問題ありません。

⑦換金専用伝票を専用封筒に貼り付け、商工団体の窓口を持参してください。



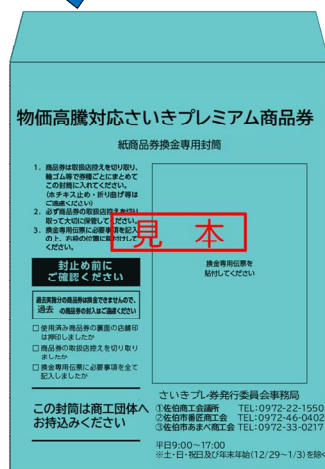
※郵送はできません。

郵便ポストには投函はしないでください。

商品券を封入し、封緘



商品券は100枚ごとに
輪ゴム留め



伝票貼付

※(取扱店確認)

物価高騰対応さいきプレミアム商品券換金専用伝票

(おて宛)
事務統括部
事務集中センター 商品券係

(大分銀行記入欄) 年 月 日
受領店 見本 封かん 番

日付 年 月 日

取扱店舗番号

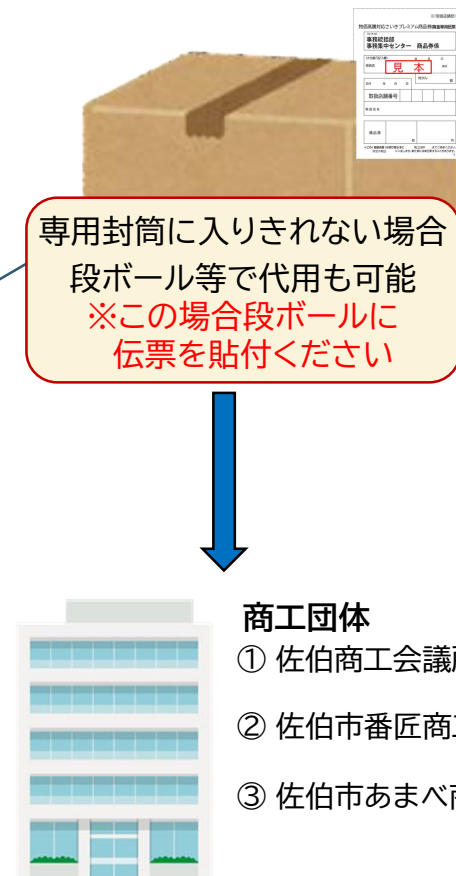
取扱店名

商品券 枚 円

※この(取扱店確認)は必ず取りずしに 商工団体へ までご持参ください。
所定の期日 に入替します。期日時には数日遅延することがあります。

商工団体の
窓口へ持参

専用封筒に入りきれない場合
段ボール等で代用も可能
※この場合段ボールに
伝票を貼付ください



- 商工団体
- ① 佐伯商工会議所
 - ② 佐伯市番匠商工会
 - ③ 佐伯市あまべ商工会

※色・デザインは変更となる場合があります

紙商品券の換金時に、必要となります。

換金専用伝票(5枚複写)

※(取扱店舗控)

物価高騰対応さいきプレミアム商品券換金専用伝票

〈あて先〉
事務統括部
事務集中センター 商品券係

〈大分銀行記入欄〉 年 月 日
受領店 **見本** 係印

封かん 個

日付 年 月 日

取扱店舗番号

取扱店名

商品券 枚 円

※この(取扱店控)は切り取らずに 商工団体 までご持参ください。
所定の期日 に入金します。繁忙期には数日要することがあります。

※事前に取扱店舗様へ
換金専用伝票・換金
専用封筒を9セット送
付いたします。

※換金期間内で9回ま
で換金が可能です。9
回を超える換金はで
きません。

⚠️<ご注意>

伝票の取扱店舗番号は絶
対に間違えないでくだ
さい。

※取扱店舗番号は事務局
から送付したキットの
「取扱店舗番号通知書」
に明記しています。

※色・デザインは変更となる場合があります

換金専用封筒

物価高騰対応さいきプレミアム商品券

紙商品券換金専用封筒

1. 商品券は取扱店控えを切り取り、
輪ゴム等で券端ごとにまとめて
この封筒に入れてください。
(ホチキス止め・折り曲げ等は
ご遠慮ください)

2. 必ず商品券の取扱店控えを切り
取って大切に保管してください。

3. 換金専用伝票に必要事項を記入
の上、右枠の位置に貼付して
ください。

見本

封止め前に
ご確認ください

過去実施分の商品券は換金できませんので、
過去の商品券の封入はご遠慮ください

☐ 使用済み商品券の裏面の店舗印
は押印しましたか

☐ 商品券の取扱店控えを切り取り
ましたか

☐ 換金専用伝票に必要事項を全て
記入しましたか

換金専用伝票を
貼付してください

さいきプレ券発行委員会事務局

この封筒は商工団体へ
お持込みください

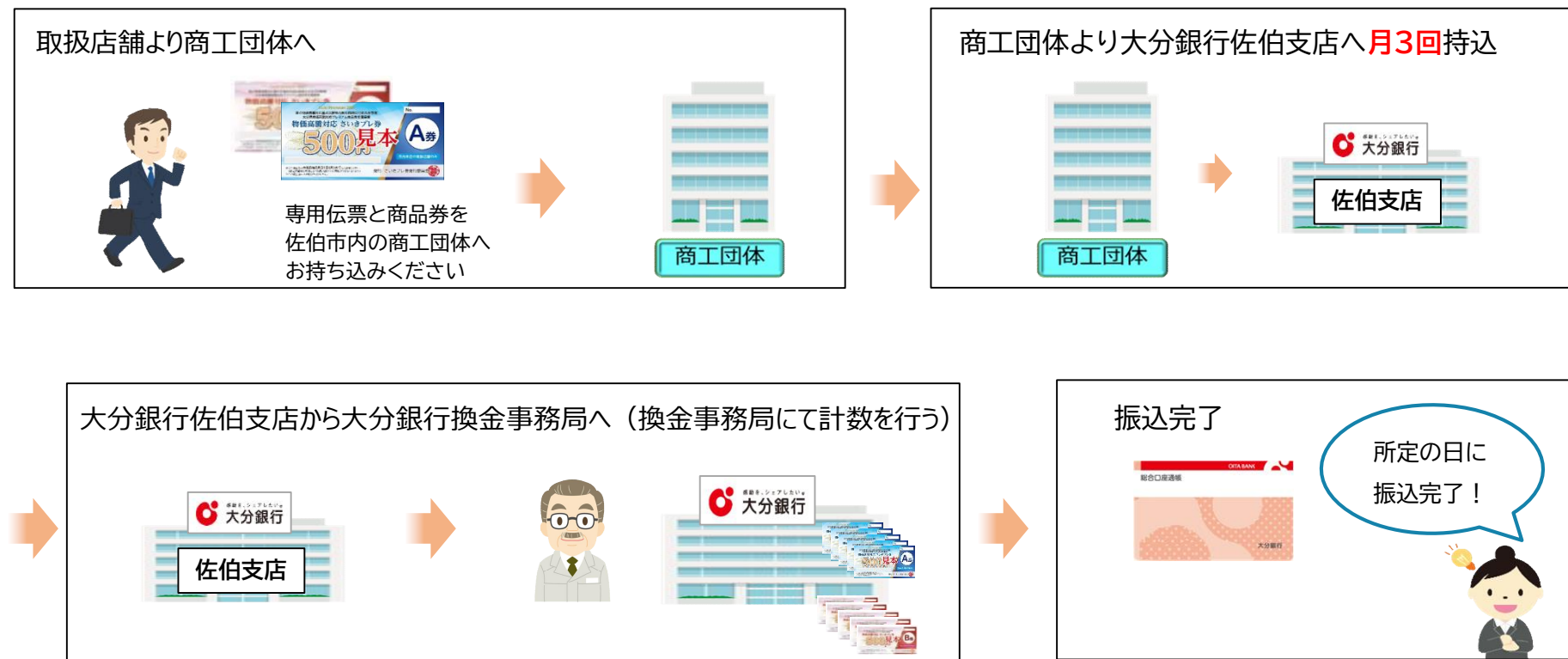
①佐伯商工会議所 TEL:0972-22-1550
②佐伯市番匠商工会 TEL:0972-46-0402
③佐伯市あまべ商工会 TEL:0972-33-0217

平日9:00~17:00
※土・日・祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く

※色・デザインは変更となる場合があります

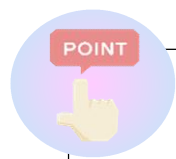
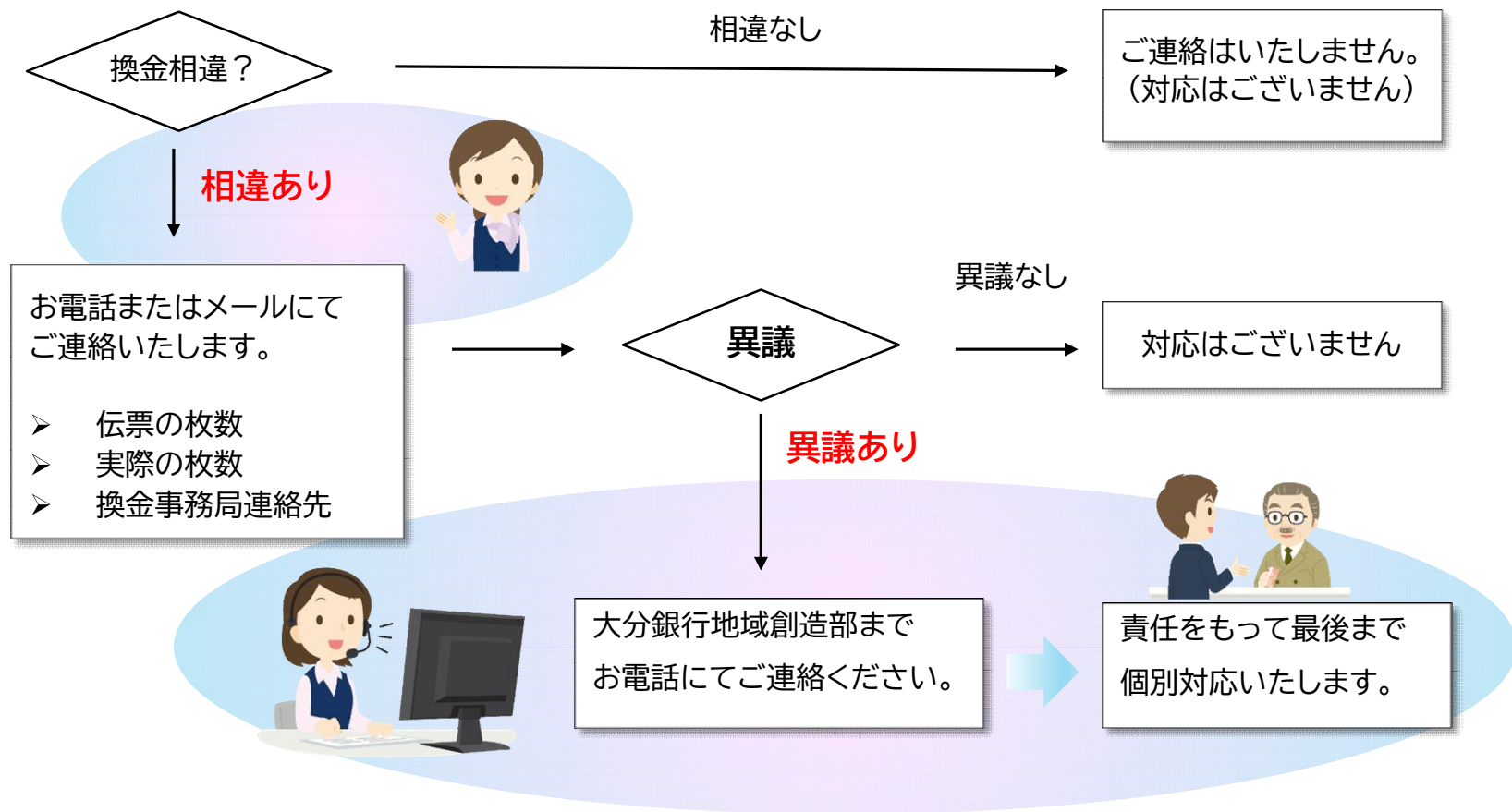
（紙商品券の場合）

必ずお読みください



【おことわり】

- ・換金に相違がない場合・・・ご連絡いたしません。
- ・換金に相違があった場合・・・原則、実際の商品券枚数に応じた金額で入金されます。お電話またはメールにて伝票記載の枚数、実際の枚数等をご案内いたします。
- ・大量のお持ち込みが発生した場合や枚数相違に伴う確認作業等、特別な場合は入金までの日数がかかることがあります。



大分銀行(換金事務局)では、機械を使って正確に計数しています。
機械による計数を複数回行っても整合しない場合は、複数名の担当者が手で確認し、商品券がくっついていないか汚損していないかなど丁寧に数えています。

換金時ご確認事項

【必須】

① 換金専用伝票

- 換金専用伝票に、日付、**取扱店舗番号**及び**取扱店舗一覧表掲載店名、換金枚数・金額**を間違えないよう記入してください。

② 使用済商品券

- 商品券裏面に店舗印を押しているかを確認してください。
- さいきプレ券以外の商品券が混ざっていないかを確認してください。
- 使用済商品券の枚数確認は、計数機を使用して確認するため、下記の点についてご注意ください。**

- ①**商品券は商品券綴りから切り離して、ホッチキス止めなどをせず輪ゴムで束ねてください。**
- ②商品券が折れ曲がっていないかを確認し、向き(表裏)を揃えて**A券とB券に分け100枚単位で束ねてください。**
- ③100枚単位に分けてお持ちされる場合は、**束の一番上と一番下の商品券裏面**にのみ店舗印等を押印でも差し支えありません。

換金手数料及び振込手数料

- 換金手数料及び振込手数料は、さいきプレ券発行委員会が負担します。

〈お問い合わせは下記までお願いします〉

◇さいきプレ券発行委員会事務局

- ① 佐伯商工会議所
〒876-0844 佐伯市向島1丁目10番1号
TEL:0972-22-1550
- ② 佐伯市番匠商工会
〒876-0112 佐伯市弥生大字上小倉656番地1
TEL:0972-46-0402
- ③ 佐伯市あまべ商工会
〒876-1202 佐伯市鶴見大字地松浦1348番地
TEL:0972-33-0217

月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土・日・祝日及び年末年始(12/28～1/3)は除く

◇換金に関するお問い合わせ

大分銀行地域創造部(担当:松崎・幸重)
〒870-0021 大分市府内町3-4-1
TEL:097-538-7558

月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土・日・祝日及び年末年始(12/31～1/3)は除く

物価高騰対応さいきプレ券(第2弾)

取扱店舗説明資料 【電子商品券】



発行総額

1億9,500万円
(プレミアム分4,500万円含む)



物価高騰から
暮らしを守る！

発行セット数

30,000セット



電子商品券で
かんたん・
便利！

1セットの内容 (5,000円分)

① A券 **4,000円**

② B券 **2,500円**

A券：市内本店の登録取扱店舗で使用可能
B券：市内本店及び市外本店の登録取扱店舗で使用可能

※電子商品券として、おおいたプラットアプリで
ご利用いただけます。

二次元コードを置くだけでご利用いただけます！



初期費用

0円

導入にかかる費用は
一切かかりません！



手数料

0円

決済手数料・換金手数料も
すべて無料！



換金作業

不要

売上金は自動で入金！
銀行への持ち込み不要！

本商品券は、さいきプレミアム商品券として利用できる**地域限定の電子商品券**です。
利用者は**アプリ(おおいたプラッタアプリ)**で電子商品券を**購入(チャージ)**し、
取扱店舗でのお支払いに利用できます。

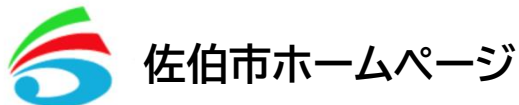


電子商品券でお支払いいただいた**売上**は、
取扱店舗様の指定口座へ**自動で入金**されます。



「おおいたプラッタ」アプリ
※画面はイメージです

取扱店舗になると、**販売促進** が期待できます！



市の公式ページで
取扱店舗として掲載！



画面はイメージです。



佐伯市商工会議所
公式LINE

友だち登録者に
取扱店舗情報を配信！



画面はイメージです。



おおいたプラットアプリ
店舗検索画面

アプリ内の店舗検索で
お店を見つけてもらえます！



画面はイメージです。

これまでの掲載方法に加えて、**アプリ利用者に直接アピール** できます。

ご利用の流れ

① お客様がおおいたプラッタアプリで店頭の二次元コードを読み取る



② お客様が利用金額を入力する



1円単位で
利用可能です

利用金額
を入力

③ 取扱店舗様が入力金額を確認し、お客様が支払いを行う(スワイプ)



スワイプ

A券、B券は自動判定

④ 取扱店舗様がお客様の支払い完了画面を一緒に確認する



一緒に確認する



決済音
が鳴ります

登録された
メールアドレスに
決済完了メール
が届きます

ここが
ポイント!



お釣り不要!

お釣りのやりとりがないので、
衛生的で安心です。



スムーズなレジ対応!

かんたん操作でお客様をお待たせせず、
スムーズに対応できます。

「おおいたプラッタ事務局」
からメールが届きます

銀行への持ち込みは不要！

売上金は自動換金され、指定口座へ入金されます。



入金
は
月3回！



売上金は**月3回**、
決まった日に自動で入金さ
れるので、資金繰りの計画
が立てやすく、安心してご利用
いただけます。

入金スケジュール



支払日は
予定とな
ります。

パソコン がなくても大丈夫！

お手持ちの端末で、かんたんに運用できます。



管理画面



スマートフォン



お手持ちの
スマートフォンで
すぐに利用可能！



画面はイメージです。



タブレット



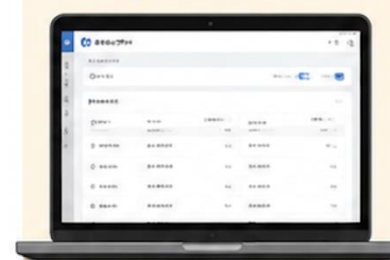
大きな画面で
見やすく
操作も簡単！



画面はイメージです。



パソコン



パソコンでも
もちろん
ご利用可能！



画面はイメージです。



売上の確認

いつでも取引履歴を
確認可能！

取引データの出力(CSV)、明細書
(PDF)の出力ができます



店舗の確認

取扱店舗様の情報を、
お手持ちの端末で修
正可能！



メールで通知

端末を確認しなく
ても、取引情報をメー
ルでお知らせ！



安心・安全

専用の管理画面で
情報はしっかり保護
されています。

大分市プレミアム付き商品券事業で採用されました。

県都大分市の商品券事業で利用されているので、県民の認知度は高いアプリです。



事業名称	大分市プレミアム付き商品券発行事業
商品券種類	紙および電子の2種（紙：3割 電子：7割）
発行総額	45億3,700万円（プレミアム分 10億 4,700万円を含む）
発行総数	349,000冊（紙：104,700冊、電子：244,300冊）
1冊当たりの発行額	13,000円 【内訳】・全店舗共通券【大型店利用可】⇒1,000円券×6枚 ・中小・小規模店舗専用券 ⇒1,000円券×7枚
1冊当たりの販売額	10,000円

※利用期間：令和8年6月1日～令和8年8月31日



ご不明な点があれば、コールセンターまでお問合せください。



物価高騰対応さいき
プレミアム商品券コールセンター



準備中

月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土・日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)は除く

※10月5日(月) より開設予定

